基金シート番号　2-2

令和5年度基金シート　（内閣府・農林水産省）

基金の名称	中小企業イノベーション創出推進基金	担当部局	農林水産技術会議事務局
基金事業の名称	中小企業イノベーション創出推進事業	担当課室	研究推進課
基金の造成法人等の名称	公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会	作成責任者	研究推進課長　藤田　晋吾
根拠法令（具体的な条項も記載）	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条、第34条の8～14	共管府省庁名・基金シート番号	
関係する計画・通知等	「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定） 「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定） 「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日）		
事業の目的	スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であり、公共調達を見据えた技術開発支援であるSBIR制度の支援対象に新たに先端技術分野の実証フェーズを追加し、スタートアップ等による先端技術分野の技術実証の成果の社会実装を推進する。		
現状・課題（5行程度以内）	政府は、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、スタートアップへの強力な支援を行っていくこととしており、SBIR（Small/Startup Business Innovation Research）制度についても強力に推進していくこととされている。具体的には、SBIR制度の抜本拡充として令和4年度第2次補正予算において、「中小企業イノベーション創出推進事業」（フェーズ3基金事業）が措置されたところ、「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、本事業の活用により、スタートアップの有する先端技術の早期の社会実装を強力に推進していく。		
事業概要（5行程度以内）	(1)　☑ 取崩し型　☐ 回転型　☐ 保有型　☐ 運用型　☐ その他 (2)　☐ 貸付　☐ 債務保証　☐ 利子助成・補給　☑ 補助　☐ 補てん　☐ 出資　☐ 調査等　☐ その他 基金を造成し、当該基金を活用したスタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装するため、先端技術分野を対象に、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証（フェーズ3）を実施する。		
事業概要URL	https://www.affrc.maff.go.jp/docs/phase3kikin/index.htm		
基金事業のこれまでの取組とその成果	・令和5年3月に、内閣府から農林水産省に予算を移替え。 ・令和5年3月に、農林水産省が補助金を交付し、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会に基金造成。		

基金方式の必要性	基金事業の類型（該当するものを選択）	☐ ①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	左記に該当する理由（④の場合、基金によらざるを得ない理由）
		☐ ②資金の回収を見込んで貸付等を行う事業	本基金で実施する事業は、スタートアップが有する先端技術の実証を複数年度にわたって支援するものであり、未だ社会実装がなされておらず、市場環境の変化等の影響を強く受けることから、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であると同時に、資金調達力の低いスタートアップが技術実証を安定的かつ効率的に行うためには、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保しておく必要があることから、基金により対応することとしている。
		☐ ③事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの	
		☑ ④その他	
	法律に根拠を有する場合、該当条項	－	

基金の造成の経緯①	基金造成年度	令和4年度	当初・補正・予備費等	補正（第2号）	国費額（単位:百万円）	46,720
			会計区分	一般会計		
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称（歳出予算項・目）	（項）中小企業イノベーション創出推進費 （目）中小企業イノベーション創出推進事業費補助金	補助金適正化法適用の有無	有

関連するレビューシート	作成年度	令和4年度	事業名	SBIR（Small Business Innovation Research）制度の抜本拡充	事業番号	2023-府-22-0013

終了予定時期	【基金事業の終了予定時期】 未定
	【基金事業の終了予定時期を設定していない理由】 その他（終期を定めないことに合理的な理由が存在するため） 本事業においては、プロジェクト終了後も、その成果を用いて社会実装に向けて取り組む企業の活動をフォローアップすること及び財産処理等の事務手続きが発生することなどが想定されるが、当該事項への対応が必要となる期間が現時点では未確定であるため。
	【基金事業の新規申請受付終了時期】 令和10年３月末
	【基金事業の新規申請受付終了時期を設定していない理由】 －
補助金適正化法施行令第4条第2項各号で定める事項	農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業補助金交付要綱 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/gikai/attach/pdf/230301_081-1-10.pdf 農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業補助金実施要領 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/gikai/attach/pdf/230301_081-1-9.pdf
活動内容① （アクティビティ）	先端技術分野の大規模技術実証を行うスタートアップ等への補助

活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度活動見込	6年度活動見込
補助事業者の採択	採択件数	活動実績	件	令和４年度新規		令和5年3月末に基金造成	－	－
		当初見込み	件				8/25-10/6	－

成果目標①-1の設定理由（アウトプットからのつながり）	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討

成果目標及び成果実績①-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 － 年度
プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	成果実績	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	令和４年度新規		令和5年3月末に基金造成	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討
		目標値					
		達成度	%				

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/定性的なアウトカムに関する成果実績	―
成果目標①-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討

成果目標及び成果実績①-2（中期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 － 年度
プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	成果実績	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	令和４年度新規		令和5年3月末に基金造成	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討
		目標値					
		達成度	%				

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/**定性的なアウトカムに関する成果実績**	―
↓ **成果目標①-3の設定理由**（長期アウトカムへのつながり）	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討

成果目標及び成果実績①-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 － 年度
プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	成果実績	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討	令和４年度新規		令和5年3月末に基金造成	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討
		目標値					
		達成度	%				

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）/**定性的なアウトカムに関する成果実績**	プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定を通じて検討
アウトカム設定についての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由
	－
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない場合の理由
	「指定補助金等の交付等に関する指針について（令和5年6月9日閣議決定）」において、プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップを作成し、フェーズ3基金事業実施期間中に対外公表を行うとしており、現時点では支援対象となるスタートアップ等の採択すら完了していないためアウトカムを設定することは難しい。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
収入・支出等 （単位:百万円）	前年度末基金残高（a）		令和4年度新規		－	46,640
	収入	国からの資金交付額			46,720	－
		運用収入			－	－
		（うち国費相当額）			（ － ）	（ － ）
		〇〇収入			－	－
		（うち国費相当額）			（ － ）	（ － ）
		その他			－	－
		合計（b）			46,720	－
	支出	事業費			－	8/25-10/6公募中
		管理費			80	347
		（うち基金設置法人の事務費）			80	(306)
		（うち基金設置法人の人件費）			－	(41)
		合計（c）			80	8/25-10/6公募中
	国庫返納額（d）				－	－
	当年度末基金残高 (a+b-c-d)				46,640	8/25-10/6公募中
		（うち国費相当額）			46,640	（ － ）
基金設置法人の事務人件費 （当該基金からの支出を除く） （単位:百万円）	事務費				（ － ）	（ － ）
	人件費				（ － ）	（ － ）
	合計				－	－

補助等に関する交付決定実績（単位：百万円）	交付決定年度	単位	交付決定額	支出年度				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度以降見込み
	2年度実績（下段：当初見込み）	件：金額	令和4年度新規	令和4年度新規		令和5年3月末に基金造成	8/25-10/6 公募中	ー：ー
		件：金額						
	3年度実績（下段：当初見込み）	件：金額						ー：ー
		件：金額						
	4年度実績（下段：当初見込み）	件：金額	令和5年3月末に基金造成					ー：ー
		件：金額						
	5年度見込み	件：金額	8/25-10/6公募					ー：ー

執行の乖離の状況（単位：百万円）				
	令和3年度事業費見込み(a)（令和3年度基金シートより）	令和4年度新規	令和3年度事業費(b)	令和4年度新規
	乖離額(c=a-b)		乖離率(c/a)	-
	【乖離の理由等】			
	令和4年度新規			
	令和4年度事業費見込み(a)（令和4年度基金シートより）	令和5年3月末に基金造成	令和4年度事業費(b)	ー
	乖離額(c=a-b)		乖離率(c/a)	令和5年3月末に基金造成
	【乖離の理由等】			
	令和5年3月末に基金造成			

保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）				
	1.00	算出根拠	計算式	保有割合＝①46,640百万円／②46,720百万円
			各項の内容	①令和4年度末基金残高 ②基金事業として必要な額（令和4年度以降支出見込額）
		算出根拠に用いた事業見込みの考え方	計算式	令和4年度以降に必要となる先端技術分野の大規模技術実証を行うスタートアップ等への補助に係る費用及びその支援に係る管理費＝(A)＋(B)
			各項の内容	(A)先端技術分野の大規模技術実証を行うスタートアップ等への補助に係る費用の令和4年度以降の交付予定額
			事業見込みに用い	(A)先端技術分野の大規模技術実証を行うスタートアップ等への補助に係る費用の令和4年度以降の交付予定額：44,532百万円
			事業見込みに用い	(B)管理費（初年度、消費税納付分）80百万円

使用見込みの低い基金等の該当の有無と検討結果等			
	① 事業を終了した基金	無	保有割合が「1」を上回り、左記④で「無」とした場合、その理由
	② 前回の見直し以降事業実績がない基金又は直近3年以上実績がない基金	無	ー
	③ 基金造成時の政策目的がなくなった基金又は変更になった基金	無	
	④ 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金	無	
	⑤ その他使用見込みが低いと判断される基金	無	
	【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】	ー	
	【使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由】	ー	

基金への拠出時期・額の適切性の点検		
	【一括交付の場合】一括交付が必要であった理由	先端技術分野の大規模技術実証を行うスタートアップ等への補助は、未だ社会実装がなされておらず、市場環境の変化等の影響を強く受けることから、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であると同時に、資金調達力の低いスタートアップが技術実証を安定的かつ効率的に行うためには、あらかじめ複数年度にわた
	【分割交付の場合】追加時期及び金額を決定する際の考え方	ー

基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況	農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領第2条9.「基金の検査」において、職員の事業場への立ち入り検査等を規定しているが、令和5年3月末に基金造成されたところであり、現在はまだプロジェクトの公募中（8/25―10/6）であることから、現時点では調査・検査等は実施していない。 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/gikai/attach/pdf/230301_081-1-9.pdf	
基金の設置法人等の適格性の点検	選択方法及び選定理由等	令和5年3月1日から15日まで公募を行い、2者から提案があったところ。同月17日に、5名の外部有識者からなる「中小企業イノベーション創出推進事業基金設置法人審査委員会」を開催し、面接により厳正に審査を行った結果、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会が選定された。
	基金設置法人等の適格性の点検結果	基金設置法人の選定については、公募を実施し、5名の外部有識者からなる「中小企業イノベーション創出推進事業基金設置法人審査委員会」が事業執行能力等の観点から客観的かつ厳正に審査を行ったものであり、適格であると考える。

基金所管部局による点検・改善結果

点検結果	令和5年3月末に公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会に基金を造成したところであり、現在、各種規程の整備や実施体制については検討・調整中であるため、点検は実施していない。	目標年度（令和〇年度）における効果測定に関する評価 ―
改善の方向性	―	

外部有識者の所見

事業全体の説明が不十分である。基金設置法人を用いた多層的な資金の流れや複数府省が関係する中での事業の進捗管理や評価について対外的な説明責任を果たすとともに、監視・評価を行う体制の在り方についても検討が必要である。
「プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップ」の策定状況について具体的な説明を行うほか、事業の終了予定時期等について説明を改善する必要がある。

行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見

外部有識者の所見を踏まえ、説明責任を果たすよう最大限努める必要がある。評価・フォローアップに係る委員会において、定量的・定性的な分析を行い、客観的な評価を実施し、当該評価に基づき、必要な改善を行うとともに、制度全体についても必要な見直し・改善を行い、そうした議論をレビューシートの記載に反映させ、改善させていくこと。

所見を踏まえた改善点

令和5年6月9日に閣議決定した「指定補助金等の交付等に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、農林水産省に「統括運営委員会」を設置し、基金事業の進捗管理や執行状況を定期的にモニタリングする体制を構築することとしている。
また、指針に基づき、プロジェクト毎に評価委員会やフォローアップ委員会を設置し、当該委員会における活動を通じて、プロジェクトの開発目標の達成状況等に係る評価やプロジェクト成果に係る初期市場創出のための具体策を含めた「プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップ」を策定し、技術実証期間中に公表することとしている。
上記の議論の結果等を踏まえ「行政事業レビューシート」や「基金シート」の記載に適切に反映・公表するとともに必要な見直し・改善を行いつつ、適切に制度改善や対外説明を行ってまいりたい。

過去に実施した見直しの概要	―
備考	2024年9月25日修正 令和4年度支出額を修正したため「収入・支出」欄「費目・使途」欄及び、令和4年度の基金残高に係る「保有割合」欄「資金の流れ」欄を修正

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

※令和4年度実績を記入。

内閣府

↓ 予算移替
令和4年度 ： 46,720百万円

農林水産省

↓ 基金造成補助金交付
令和4年度 ： 46,720百万円

A.公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会
【収入】
補助金 46,720百万円
【支出】
管理費：80百万円（※初年度、消費税納付分）
残 高：46,640百万円

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会			B.		
費 目	使 途	金 額（百万円）	費 目	使 途	金 額（百万円）
公租公課	消費税納付	80			
計		80	計		－

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法人番号	業 務 概 要	支 出 額（百万円）
1	公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会	8010405000743	農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業の実施に向けて、農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金を造成。	46,720
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				